

第20回司法シンポジウム報告(2003年7月19日・日比谷公会堂)

「あるべき裁判員制度の実現に向けて」

ー考えよう 市民の目から 裁判をー第20回司法シンポジウム報告

2003年7月19日、東京の日比谷公会堂で、日本弁護士連合会の第20回司法シンポジウムが開催されました。テーマとして、司法改革の目玉の一つである「裁判員制度」を取り上げました。

裁判員制度は、市民の司法参加の大きな柱です。そのことから日弁連は本シンポジウムを多くの市民に参加していただける、いわば市民参加型のシンポジウムとして位置づけて、内容もできる限り市民に分かりやすいものになるよう企画しました。上記にある副題「考えよう市民の目から裁判を」も、本シンポジウムに先立ち日弁連が一般の方を対象に募集した裁判員制度キャッチコピーの優秀賞受賞作品です。

当日は、市民をはじめとして弁護士、学者など1300人を超える大変多くの方に参加いただきました。

シンポジウムの概要は、以下のとおりです。

開会あいさつ

主催者を代表して、本林徹日本弁護士連合会会長から、戦後58年を経てようやく今回導入される裁判員制度は、憲法の国民主権の理念にたった市民の司法参加を実現するものであり、市民と司法の間を結びつける強い絆となる画期的な制度である。来年春の国会に法案が提出される予定であり、それまでの間に私たちは市民の皆様と力を合わせて、よりよい裁判員制度が実現できるように、その制度設計に全力を尽くしていく必要がある。本日、たくさんの皆さんにご参加をいただいたということは、日弁連の活動に対し大きな励ましをいただいたということであり、日弁連は今後もあるべき市民参加の実現を目指して全力を尽くしていきたいという決意を新たにしているところである。本日のシンポジウムが裁判員制度に向けて、歴史的な行事になることを心から期待する、との開会のあいさつがありました。

開会あいさつ

主催者を代表して、本林徹日本弁護士連合会会長から、戦後58年を経てようやく今回導入される裁判員制度は、憲法の国民主権の理念にたった市民の司法参加を実現するものであり、市民と司法の間を結びつける強い絆となる画期的な制度である。来年春の国会に法案が提出される予定であり、それまでの間に私たちは市民の皆様と力を合わせて、よりよい裁判員制度が実現できるように、その制度設計に全力を尽くしていく必要がある。本日、たくさんの皆さんにご参加をいただいたということは、日弁連の活動に対し大きな励ましをいただいたということであり、日弁連は今後もあるべき市民参加の実現を目指して全力を尽くしていきたいという決意を新たにしているところである。本日のシンポジウムが裁判員制度に向けて、歴史的な行事になることを心から期待する、との開会のあいさつがありました。

国際会議の報告

本シンポジウムに先立ち、6月21日に本シンポジウムの一環として東京で開催された、国際会議「国際水準からみた裁判員制度」の概要について、大阪弁護士会所属の西村健弁護士から報告がありました。

アメリカ、ドイツ、イタリア、フランスの4ヶ国から、市民参加制度に造詣が深い学者、実務家の方を招き開催した。当日は参加者の基調報告のあと、2つのパートに分けてパネルディスカッションを行った。パート1のテーマは裁判体の構成や市民の役割などについて、パート2のテーマは市民が参加した場合の刑事手続の在り方を取り上げた。

本国際会議の成果は、以下の3点に要約される。

1. 市民が主人公となる裁判にすること。
2. 市民に分かりやすい裁判とすること。
3. 刑事手続を公正・適正なものとし、被告人の防御権が実質的に保障される裁判とすること。

この国際会議の成果が裁判員制度の具体的制度設計に反映されることを期待する、との報告がされました。

ドラマ「裁判員～決めるのはあなた」全国上映会・大学上映会の報告発表等

日弁連は、裁判員制度を多くの方々に知っていただくことを目的にドラマ「裁判員～決めるのはあなた」を作成しました。4月からは、本ドラマの上映会を全国の弁護士会、大学をはじめとする各種教育機関、公民館など、様々な場所で開催してきました。その上映会の報告と上映会とあわせて実施したアンケートの集計結果等について報告がありました。

報告があったのは、兵庫県弁護士会、名古屋弁護士会、広島弁護士会、札幌弁護士会。また、青山学院大学、東京大学、一橋大学、平成国際大学、早稲田大学の5大学の代表から、大学における上映会についての報告がありました。

学生からは、「専門的な法律用語を理解可能な用語に切り替えるべき。量刑資料の整備も必要」、「裁判員が裁判官に気おくれしないルール作りが必要」、「評決は特別多数決が必要。法教育の契機となり、社会改革につながる」などの意見が述べられました。

パネルディスカッション

裁判員ドラマの各場面を見ながら裁判員制度、刑事手続について、ドラマの出演者である石坂浩二氏、ニュースキャスターの草野満代氏、プロデューサーの近藤晋氏、そして学者の指宿信教授、須網隆夫教授をパネリストとして討論を行いました。

1. 評議・評決の在り方について

須網教授が「(議事進行について)裁判長は今までになかった資質が求められる」とし、近藤氏は「(戦前の制度のような)お上に対する陪審員ではなく、裁判員が意見を表現するようになる。これからは法廷もののドラマが大きな比重を占めるかもしれない」と述べられ会場を沸かせました。

2. 捜査過程の可視化の必要性

指宿教授は「検察官の持つ証拠は有罪を得るためでなく、真実を追求するための公共財産」と指摘されました。

3. 裁判員の数について

裁判官1人に裁判員11人を主張する司法改革国民会議事務局長でもある須網教授が「健全な社会常識反映のためには裁判官の人数を上回る必要がある」と説明されました。

裁判員ドラマで裁判長役を務めた石坂氏は「(ドラマ)7人でも少ない。将来は裁判官が入らない方がいいのでは」と述べられました。

4. メディア規制や裁判員への接触について

草野氏が「評決までの裁判員の自由は大前提だが、裁判員の感想も知りたいので、記者会見の実施にあたっては『一回限り』、『希望する人のみ』などの工夫が考えられる」と述べられ、指宿教授も「英米では基本的に取材は自由。守秘義務の範囲を明確に限定的にすることも大切」と述べられました。

裁判員制度についてのアピール

尾崎純理日本弁護士連合会副会長より、長時間にわたる熱心な討議に参加していただいたことについての謝意とともに、本シンポジウムの成果をふまえてのアピール文の選択の提案がありました。

裁判員制度を成功させるためには、何よりも市民の理解と協力が前提となること、国はあらゆる機会を通じて裁判員制度の周知を図るよう努める必要があることなどを力強く訴えて、会場の参加者に賛同いただいて、アピールが採択されました。

 [第20回司法シンポジウムアピール](#) (PDF形式20KB)

最後に、荻原静夫関東弁護士会連合会理事長の閉会あいさつをもって、盛会のうちに終了しました。